

阿南市建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び  
指名競争入札参加資格審査要綱

平成28年阿南市要綱第61号

建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（平成13年阿南市要綱第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者について必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法その他必要な事項を定めるものとする。

（入札に参加することができない者）

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ないもの
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業の許可を受けていない者
- (3) 建設業法に基づく現に効力を有する経営事項審査の結果を有していない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

（資格の審査の申請）

第3条 入札に参加する資格（以下「資格」という。）の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類をそれぞれ1部添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必

要がないと認めた書類については、この限りでない。

- (1) 建設業法に基づく建設業の許可を受けていることを証明する書面
  - (2) 営業所一覧表
  - (3) 技術職員の氏名資格等を記載した書面
  - (4) 工事経歴書
  - (5) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては身分証明書（所轄の市町村長が発行したもの）
  - (6) 国税、県税及び市税の納税証明書（国税については未納でないことの証明、県税及び市税については未納の額がないことを証する書面）
  - (7) 労働災害保険料及び社会保険料の納入を証する書面
  - (8) 建設業労働災害防止協会加入証明書
  - (9) 経営事項審査の結果を証明する書面
  - (10) 個人住民税の特別徴収の実施を証する書面
  - (11) 暴力団排除に関する誓約書
  - (12) 業者カード
  - (13) 主たる営業所の写真及び所在地の位置図
  - (14) 委任状（市の区域外に主たる営業所を有する者が、年間委任（第6条に規定する資格の有効期間を通じて委任することをいう。以下同じ。）をする場合に限る。）
  - (15) その他市長が必要とする書類
- 2 資格の審査申請を徳島県と共同して受け付ける場合には、申請者は、申請書及び前項各号に掲げる書類のうち徳島県と共通に必要な書類（以下「共通審査書類」という。）については、同項の規定にかかわらず、徳島県知事に提出しなければならない。
- （申請の期間）
- 第4条 申請者は、西暦による毎奇数年の1月15日から起算して10日間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律

(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)に前条第1項に掲げる書類を提出するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 申請者は、前条第2項の規定により徳島県知事に申請書及び共通審査書類を提出する場合には、前項の規定にかかわらず、西暦による毎奇数年の1月15日から同月24日までの間にこれらの書類を提出するものとする。ただし、徳島県知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 申請者は、前2項の提出期間内に申請書を提出できない場合には、前2項の規定にかかわらず、市長が定める期間内において、随時に申請書を提出することができる。

(資格の認定及び格付け)

第5条 市長は、前2条の規定により申請書の提出を受けた場合には、次の各号に掲げる項目についてそれぞれ当該各号に定める基準に従ってこれを審査し、資格に適合すると認める申請者に資格の認定をするものとする。この場合において、市長は、市の区域内に主たる営業所を有する者(以下「市内業者」という。)に対し、必要な等級に区分して資格に関する格付け(以下「格付け」という。)を行うことができる。

(1) 建設業法第27条の2第3項の規定に基づき国土交通大臣が定めた項目 同項の基準に基づき国土交通大臣が定めた基準

(2) 市長が特に必要と認めて別に定める項目 市長が別に定める基準

2 前項の資格の認定及び格付けは、西暦による毎奇数年の6月1日に行うものとする。

3 前条第3項の規定により申請書を提出し、資格の認定を受けた申請者の格付けは、前項の規定にかかわらず、市長が別に定める日に行うものとする。

4 市長は、経常建設工事共同企業体が第1項の資格の認定を受けたときは、当該経常建設工事共同企業体を構成する者の資格を認定しないものとする。この場合において、当該経常建設工事共同企業体を構成する者が既に資格の認定を受けているときは、これを取り消すものとする。

(資格及び格付けの有効期間)

第6条 資格及び格付けの有効期間は、前条第2項に定める日から起算して2年間とする。

2 第4条第3項の規定により申請書を提出し、審査を受けた申請者の資格及び格付けの有効期間は、前項の規定にかかわらず、前条第3項に定める日からその日において同条第2項の適用により現に資格を有する者に係る前項の有効期間の満了の日までとする。

(格付けの変更)

第7条 市長は、西暦による毎偶数年の6月1日において、現に資格を有する市内業者に対し、第5条第1項各号に掲げる項目についてそれぞれ当該各号に定める基準により審査し、格付けの変更を行うものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、格付けの変更を行わないものとする。

2 市長は、格付けの変更を行う場合には、現に資格を有する市内業者に対し、市長が別に定める期間内において、必要と認める書類の提出を求めることができる。

3 格付けの変更において、その直前の事業年度終了の日を審査基準日とする経営事項審査で、現に資格を有する建設工事の工種に係る総合評定値を付与されていない場合は、当該建設工事の工種に係る資格を失うものとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、その他必要な事項を、別に定めることができる。

(資格の取消し)

第8条 市長は、第2条各号又は次の各号のいずれかに該当す

ると認められる者の資格を取り消すことができる。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結し、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (7) 契約の履行に当たり、前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 市長は、前項の規定により資格を取り消した者を、当該資格を取り消した日から2年間入札に参加させないものとする。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

3 市長は、第1項の規定により資格を取り消したときは、その者に通知するものとする。

（変更届）

第9条 現に資格を有する者は、次の各号のいずれかに変更があったときは、申請書変更届に係る書類を添付して、直ちに市長に提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者の氏名又は役職
- (3) 主たる営業所の所在地又は電話番号

- (4) 許可を受けた建設業
- (5) 申請書、申請書変更届又は使用印鑑届に使用した印
- (6) 委任状（市の区域外に主たる営業所を有する者が、年間委任している場合に限る。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に定める事項（建設工事共同企業体の特例）

第10条 第3条から前条までの規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、建設工事共同企業体の資格その他必要な事項を、別に定めることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、資格の審査に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱に基づき認定された資格及びなされた格付けの有効期間は、平成29年5月31日までとする。

附 則（平成29年阿南市要綱第55号抄）

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

（阿南市建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱の一部改正）

3 阿南市建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（平成28年阿南市要綱第61号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「徳島県知事へ」を「徳島県知事に」に改める。

第5条第1項中「基準により」を「基準に従ってこれを」  
に、「認める者」を「認める申請者」に改める。